

えびのインター産業団地

【令和6年度 募集要項】

1. えびのインター産業団地のご案内

宮崎県えびの市は、鹿児島県、熊本県の県境にあり、九州自動車道と宮崎自動車道の分岐点に位置しています。この地勢により、南九州の各拠点都市間や福岡・北九州などの大都市圏を結ぶ交通や情報、人の交流拠点となっており、この地理的優位性を生かした産業振興や地域活性化を推進しています。

えびのインター産業団地は、国道268号に直結、えびのインターから約500メートルの位置にあり、現在、当該産業団地の分譲を行っております。

また、えびの市では、令和5年度に立地企業の労働力確保のため「雇用対策助成金」を新設したほか、用地取得助成金や建設助成金をはじめとする各種企業立地優遇制度も拡充しています。ぜひ、立地のための初期投資軽減にお役立てください。その他、様々な子育て支援、教育支援策を充実させるとともに、移住定住に関する各種補助金等も用意し、多くの方々に移住していただいております。ぜひこの機会に、えびの市への立地をご検討くださいますようお願いいたします。

2. 分譲区画・分譲単価について

区画	区画面積 (㎡)	単価 (円/㎡)	分譲価格 (円)	備考
①	9,792.19	12,000	117,506,280	
②	8,275.51	12,000	99,306,120	
③	8,275.40	12,000	99,304,800	
④	7,673.11	12,000	92,077,320	
⑤	9,691.76	12,000	116,301,120	
⑥	9,594.57	12,000	115,134,840	
⑦	7,594.21	12,000	91,130,520	
⑧	8,094.15	12,000	97,129,800	
⑨	8,194.29	12,000	98,331,480	
⑩	33,933.89	12,000	407,206,680	分譲済
⑪	2,533.30	12,000	30,399,600	分譲済

※複数区画の同時取得申込みも受け付けます。

3. 区画図



4. 概要について

事業主体	宮崎県えびの市
団地面積	17.3ha
分譲面積	11.37haのうち 3.65ha 分譲済
所在地	宮崎県えびの市大字湯田・西郷
交通	国道268号直結、えびのICまで500m
用途地域	都市計画区域内（用途指定なし）
建蔽率/容積率	建蔽率70%以下、容積率200%以下
幹線道路/区画道路	車道片側3m
電力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高圧 6,600V ・ 特別高圧 22,000Vは、令和7年3月以降に供給見込み ・ 特別高圧 66,000Vは、要事前相談（変電所まで1km）
ガス	LPガス
用水	えびの市上水道、地下水
排水	調整池経由後、用排水路に排水
地質	粘性土、砂質礫、火山灰質砂
地耐力	深度46~52mでN値42.7
情報インフラ	光回線利用可

5. 応募資格について

応募する方は、次に掲げるすべての要件を満たす必要があります。

- ① 取得した用地において工場等の新設又は増設をし、操業を行う者、又は工場等を借り受けて操業しようとする事業者の事業の用に供するための工場等を新たに建設し当該事業者に貸付けを行う者（以下「立地促進支援者」という。）であること。
- ② 事業計画及び資金計画が適切で工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する者であること。
- ③ えびの市からの分譲用地引き渡し後、原則として3年以内に操業を開始することができる者であること。
- ④ 本市の産業振興や雇用等、地元へ貢献できる者であること。
- ⑤ 周辺地域との環境の調和を図ることができる者であること。
- ⑥ 自らまたは役員が、反社会的勢力の構成員若しくは密接な関係を有する者でないこと。

6. 事前協議について

- ① 用地取得申込みの前に、事前協議が必要です。「産業用地取得協議申込書」に記載の上、必要書類を添えてご持参いただくか、郵送で提出してください。
受付期間：随時
受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）
受付場所：えびの市企業立地課
〒889-4292
宮崎県えびの市大字栗下1292番地
TEL 0984-35-3727 FAX 0984-35-0401
e-mail kigyo@city.ebino.lg.jp
- ② 事前協議は、必要に応じて随時行います。なお、協議の日時、場所等については、その都度ご担当者様と調整のうえ決定します。
- ③ 「産業用地取得協議申込書」の提出後、原則30日以内に希望区画における優先交渉者を決定します。（優先交渉の可否に関わらず通知します。）

※優先交渉者決定経過等に関する問い合わせ・異議等には一切応じられません。

※優先交渉者は、決定後6月以内に用地取得申込書を提出してください。

◆産業用地取得協議申込書⇒【Word形式】

7. 用地取得申込みについて

受付期間：随時（事前協議完了後）

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日を除く）

受付場所：えびの市企業立地課（上記6.と同じ）

申込方法：「産業用地取得申込書」に記載の上、必要書類を添えて持参いただくか、郵送で提出してください。

◆産業用地取得申込書⇒【Word形式】

8. 分譲企業の選定について

提出していただいた「産業用地取得申込書」等により、選定会議において審査し、分譲企業を選定します。主なポイントは以下のとおりです。

- ① 市内産業の発展
市内産業の発展に寄与できるか。
- ② 雇用の拡大
市民雇用の拡大に貢献できるか。
- ③ 賃金・福利厚生の上昇
従業員の賃金の底上げと福利厚生の充実に取り組めるか。
- ④ 企業の安定性・成長性
経営が安定し、成長が期待できるか。
- ⑤ 環境への配慮
周辺の景観に配慮し、環境保全の取り組みができるか。

※選定経過等に関する問い合わせ・異議等には一切応じられません。

9. 土地売買仮契約の締結について

- ① 選定会議において分譲企業が決定した場合、市から「立地企業内定通知書」を発送します。
- ② 「立地企業内定通知書」が届きましたら、遅滞なく土地売買仮契約書を締結していただきます。
- ③ 土地売買仮契約を締結し、市議会の議決を得た日に仮契約書が本契約書にかわります。

10. 土地の引き渡し及び所有権移転について

- ① 本契約締結の日から 60 日以内に、土地の売買代金を納入していただきます。
- ② 土地売買代金の完納後、速やかに土地の引き渡しを行います。
- ③ 所有権移転登記については、えびの市が手続きを行います。登記に関する登録免許税等は譲受人の負担となります。

11. 買戻し特約の設定について

- ① 所有権移転登記を申請する際に、本契約締結日から 10 年間を期間とする買戻し特約の登記を行います。

12. 留意事項について

- ① 本契約締結日から 10 年間は、第三者への譲渡、貸与、その他の使用収益を目的とした権利の設定はできません。但し、立地促進支援者がえびの市の承認を受けた場合は除きます。
- ② 工場等立地計画書に定める用途以外の目的で使用する場合は、別途協議が必要となります。

1 3. 立地協定書の締結について

- ① 本契約締結後、企業立地協定を締結していただきます。
- ② 協定締結にあたり調印式を実施します。

※調印式は立地企業様との調整により日程を決定します。

1 4. 参考資料

- ① えびのインター産業団地概要書
- ② えびのインター産業団地平面図
- ③ えびのインター産業団地パンフレット（産業団地のご案内）